

第 1 章 対象事業の概要

1. 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名及び住所は、表 1-1-1 に示すとおりである。

表 1-1-1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名	湖北広域行政事務センター 管理者 若林 正道
事業者の住所	滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地

2. 対象事業の名称

対象事業の名称は、表 1-2-1 に示すとおりである。

表 1-2-1 対象事業の名称

対象事業の名称	新斎場整備運営事業
---------	-----------

3. 対象事業の種類

対象となる事業の種類は、表 1-3-1 に示すとおりである。

表 1-3-1 対象事業の種類

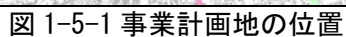
対象事業の種類	斎場（火葬場）
---------	---------

4. 対象事業の目的

湖北広域行政事務センターでは、「こもれび苑」、「木之本斎苑」、「余呉斎苑」及び「西浅井斎苑」の 4 斎場（火葬場）の管理運営を行っている。これらの施設は稼働後、15 年から 39 年を経過したことから施設の老朽化が進み、機能保持のための補修維持管理を実施することにより対応している。このような現状を踏まえ、超高齢社会に対応するために必要な規模と機能を備えた施設を集約して新たな斎場の整備を行うものである。

事業計画地の位置は、表 1-5-1 及び図 1-5-1 に示すとおりである。

所 在 地	滋賀県長浜市木尾町字込田 1266 番外 18 筆
-------	---------------------------



事業計画地の現況を写真 1-5-1～2 に示す。事業計画地は、農地(田)で概ね平坦地となっている。



写真 1-5-1 北側から南側方向を望んだ事業計画地全景



写真 1-5-2 北西の県道交差点から南東方向を望んだ事業計画地全景

6. 対象事業の概要

1) 対象施設の概要

対象事業の施設(以下、「対象施設」という。)の概要は、表 1-6-1 に示すとおりである。

表 1-6-1 対象施設の概要

項 目	内 容
敷 地 面 積	約 18,500 m ²
火 葬 炉 数	8 基 (+予備空間 1 基分)
火 葬 炉 燃 料	灯 油
火 葬 炉 の 形 式	台車式を想定
火 葬 炉 の 種 類	人体炉
火 葬 炉 の サ イ ズ	大型炉(対応サイズ：W=650 mm～、L=2,100 mm～、対応重量：～100 kg)

出典) 湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画(平成 29 年度、湖北広域行政事務センター)

2) 対象施設の構成

対象施設の構成は、表 1-6-2 に示すとおりである。

表 1-6-2 対象施設の構成

機 能	施 設 内 容
火 葬 部 門	車寄せ、エントランスホール、告別室、炉前ホール(2 室)、炉室、収骨室、霊安室及び機械室
待 合 部 門	待合ロビー、待合室及び付属室等
管 理 部 門	受付・事務室、制御室、倉庫・台車庫及び付属室等
付 帯 部 門	駐車場(普通乗用車：約 96 台、マイクロバス：約 16 台)、構内道路、車庫及び緑地等

出典) 湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画(平成 29 年度、湖北広域行政事務センター)

3) 対象施設の配置計画

対象施設の配置計画を図 1-6-1 に示す。



図 1-6-1 施設配置計画

7. 対象事業スケジュール

対象施設は 2021 年度の供用開始をめざしており、その主要事業スケジュールは、図 1-7-1 に示すとおりである。

事業内容		2016年度 (平成28年度)		2017年度 (平成29年度)			2018年度 (平成30年度)					2019年度				2020年度				2021年度
		10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
用地	建設候補地選定																			
	用地取得																			
	測量・地質調査																			
事業計画	基本計画																			
	事業方式検討																			
	生活環境影響調査																			
	都市計画決定手続き																			
	実施方針																			
	特定事業選定																			
	事業者選定																			
施設整備	敷地造成工事																			
	斎場建築工事																			
	施設運営																			
	こもれび苑解体工事																			

図 1-7-1 主要事業スケジュール

8. 対象施設の環境保全対策

斎場整備基本計画において定められた対象施設の環境保全対策は、表 1-8-1 に示すとおりである。

表 1-8-1 対象施設の環境保全対策

項 目	環境保全対策
生活環境共通 保全対策	・新しい斎場施設の建築物については、ユニバーサルデザインはもとより人生の終焉にふさわしく利用者にやさしい施設整備を行い、周辺環境との調和に配慮した斎場を整備するものとする。
排ガス対策	・火葬炉設備については「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に基づく火葬炉設備計画を行い、高度な集塵装置の設置による公害防止や周辺環境に配慮した施設計画を行う。 ・排気系統は、1 炉 1 系列と比較して集塵効率が良い 2 炉 1 系列を採用する。又、集塵装置は、ろ過式集塵機（バグフィルタ）を採用する。
景観対策	・斎場は非日常行為を行う場であり、周辺の生活環境と区分を図ることが必要なため、できるかぎり敷地周囲の緑地を確保する計画とする。四季折々の樹木・草花による修景は故人を葬送する記憶の一部となり、遺族・会葬者を和ませる効果が期待できる。又、外部からの視界を遮るためにも常緑樹等の植栽を行う。 ・さらに、外部からの視界を遮るだけでなく、斎場利用者の視界に今後、隣接して整備するセンター施設が入らないよう配慮した植栽や敷地周辺整備等を行う。

出典）湖北広域行政事務センター斎場整備基本計画（平成 29 年度、湖北広域行政事務センター）